

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 1 8 6 号  
令 和 6 年 8 月 2 3 日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年2月15日付け兵公委発第112号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の日 of 記者会見資料等

## 第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

## 第2 諮問経緯及び対象公文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和5年10月11日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、平成10年内の特定日に貴方にて警察庁よくいんにての記者会見の日時、氏名、時間、内容の全ての書面の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

### 2 実施機関の決定

令和5年11月6日、実施機関は、本件公開請求に対し、上記の公文書については、作成していない、又は保存期間の満了に伴い廃棄しており保有していないことを理由として、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和5年11月13日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和6年2月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分には不服であり、開示を申し立てます。

### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由は、概ね次

のとおりである。

わざわざ警察庁職員がやってきての記者会見であり、公にしており新聞社の取材にも応じており、ケイサイされ公になっており、存在する、開示すべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 本件公開請求の経緯について

- (1) 令和5年10月11日付けで、審査請求人は、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を、平成10年内の特定日に貴方にて警察庁よくいんにての記者会見の日時、氏名、時間、内容の全ての書面とする公文書公開請求書を提出した。
- (2) 同月26日、実施機関は、審査請求人が作成及び送付した文書内には「よくいん」等の意味を図りかねる内容が見られるも、一般に、請求者は、どのような公文書が存在するのかを知らずに請求書を書くのが普通であることから、請求の対象を幅広く想定して関連する文書を特定すべく、適正な情報公開請求として受け付けた。
- (3) 同年11月6日、実施機関は、情報公開請求の内容について本件処分を行い、請求人に通知した。
- (4) 同月8日、審査請求人は、本件処分を不服として本件審査請求を提起し、同月15日、審査庁は本件審査請求書を受け付けた。

##### 2 非公開とした理由

###### (1) 実施機関における広報活動

実施機関は、兵庫県警察広報広聴活動規程(平成11年本部訓令第6号。以下「広聴規程」という。)に基づき、各種広報活動を推進しており、広報活動を「警察活動の実態を広く、正しく県民に伝え、警察に対する関心と理解を深めて、積極的な支持と協力を得る活動」と、報道連絡を「報道機関の取材に対する活動及び報道機関に対し、記者発表又は資料提供を行う活動」と定義している。

###### (2) 報道連絡

広聴規程第23条は「所属長は、報道機関が有する公共的性格及び広報効果を十分認識し、取材活動に対しては、誠実に対応するとともに、事件事故の発生・検挙、月間広報広聴活動計画及び当面の運営方針に基づく活動状況等に関する報道連絡を、適正かつ積極的に実施するものとする。」と定めているが、平成10年内の特定日の、本件公開請求にかかる報道連絡に関する情報が記録された公

文書は作成していない、又は保存期間の満了に伴い破棄しているため、保有していない。

(3) 記者発表

広聴規程第25条は「所属長は、報道連絡を実施する場合において、資料提供だけでは正確な内容が報道機関に伝わらないおそれがあるときは記者発表を行うものとする。」と定めているが、平成10年内の特定日の、本件公開請求にかかる記者発表に関する情報が記録された公文書は作成していない、又は保存期間の満了に伴い破棄しているため、保有していない。

(4) 資料提供

広聴規程第26条は「所属長は、報道連絡を実施する場合において、記者発表を行わないときは、県民広報課長を経由して資料提供を行うものとする。」と定めているが、平成10年内の特定日の、本件公開請求にかかる資料は作成していない、又は保存期間の満了に伴い破棄しているため、保有していない。

(5) 報道連絡簿

報道連絡を実施したときは、広聴規程第31条の「警察署長は、報道連絡を実施したときは、総務部長が定める様式の報道連絡簿により、その状況を明らかにしておかなければならない」「所属長は、広報文、記者発表に用いた資料等については、報道連絡実施上必要があると認められる期間、適正に保管しておかなければならない」との規定により、報道連絡簿を作成及び保存することが定められているが、平成10年内の特定日の、本件公開請求にかかる同連絡簿については、作成していない、又は保存期間の満了に伴い破棄しているため、保有していない。

3 結語

以上のとおり、本件公開請求にかかる公文書について、確認するも、実施機関は当該公文書を保有していないため、不存在を理由に非公開とした本件処分は適法である。

**第5 審議会の判断**

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件公開請求は、平成10年内の特定日において、実施機関において行われた記者会見等の報道機関への情報提供に係る資料を想定したものと思われる。

実施機関は、本件公開請求に係るものとして、当該特定日以降の制定ではあるものの広聴規程に定めている報道連絡、記者発表、資料提供及び報道連絡簿につ

いて平成10年内の特定日のものを現時点で保有しておらず、もとより作成していないか、又は保存期間の満了に伴い廃棄していると説明している。

当該記者会見の存否について、審議会において当該特定日の翌日発行の日刊紙紙面を確認したところ、実施機関において警察庁職員による記者会見が行われた旨の記事を確認することができたことから、当該記者会見が当該特定日にあり、当該記者会見に係る資料が当時存在した可能性を想定した上で、現在保有されていないことについて実施機関に追加説明を求めた。

実施機関は、当該特定日時点で有効であった兵庫県警察文書規程（昭和60年兵庫県警察本部訓令第20号）は文書廃棄済みであり内容を確認できないが、直後に制定の兵庫県警察文書管理規程（平成13年兵庫県警察本部告示第520号）において、上記第4の2の(2)から(5)までに相当する公文書は、保存期間30年ないし1年の類型に該当せず、1年未満と整理されることとされていたことから、当該特定日時点で有効であった当該兵庫県警察文書規程においても、当該記者会見に係る資料が仮に作成されていたとしても保存期間満了に伴い破棄していることとなるため、保有していないと説明した。

実施機関の当該説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由として行った本件処分は妥当であると認められる。

## 2 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年2月15日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年6月27日 第2部会（第118回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年8月19日 第2部会（第119回）	・ 審議
令和6年8月23日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男